

第7.1章

アニマルウェルフェアの 勧告に係る序論

第7.1章の構成

- 第1条 定義総論
- 第2条 アニマルウェルフェアの指導原則
- 第3条 勧告の科学的基礎
- 第4条 畜産生産システムにおける動物のウェルフェアの一般原則
- 第X条 ~~動物を基礎とする~~アニマルウェルフェアを評価する測定指標の使用のための指導原則

第7.1.1条

アニマルウェルフェアとは、動物がその生活している環境に関して良好な~~うまく対応している~~状態をいう。

動物は、(科学的証拠が示しているように)健康で、快適で、栄養豊かで、安全で、不快な状態(苦痛、恐れ、苦悩など)に苦しんでおらず、本来の良好であるために必要な行動を発現できている場合であつて、~~苦痛、恐れ、苦悩等の不快な状態を経験して~~いない時には、良好なウェルフェアの状態にある。

アニマルウェルフェアの考慮は単にネガティブな状況にうまく対応していることに限定されないため。

第7.1.X条のタイトル

動物を基礎とするアニマルウェルフェアを評価する
測定指標の使用のための指導原則

この条では、動物を基礎とする測定指標以外にも
言及しているため。

第7.1.X条 パラ1

世界的に適用されるOIEのアニマルウェルフェアの基準では、動物の環境及び管理の特定の条件を規定するよりも、むしろ動物にとってよい成果をより強調するものとする。

成果は一般的に、第7.1.2章で記述されている‘5つの自由’の動物の享受を評価することによって測定される。~~動物を基礎とする測定指標（低い死亡率、低い損傷率、自由に動けること、人と動物の良好な関係、攻撃及び常同性の行動の低い発生等）によって評価される。~~

第7.1.X条 パラ3

基準を使用する者は、基準で列挙されている動物を基礎とする測定指標のうち、生産のシステム又は条件にとって最も適切なものを選択するものとする。

成果は、飼育施設、輸送又はと畜場からのデータを使って、個別の動物又は動物群又はそれらの代表的なサンプルを評価することによって測定することができる。

〔さまざまなアプローチを組み合わせることで評価することができるため。〕

第7.1.X条 パラ5

動物を基礎とする測定指標に加え、リソースを基礎とする測定指標や管理を基礎とする測定指標も、ウェルフェアの成果がリソース(~~適切な空間等~~)又は管理行為(~~苦痛の低減等~~)と明らかに関連していると示している場合には科学及び専門家の経験に基づいて定めることができるものとする。